

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0801)

第1回 栃木地方最低賃金審議会

令和8年7月2日 公開

開催日時	令和8年7月2日（木）	14時00分～15時00分	
開催場所	宇都宮市明保野町1－4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
主要議題	1 栃木県最低賃金の改正決定について（諮問） 2 栃木県最低賃金専門部会について 3 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について 4 栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置について 5 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	只今から、令和8年度 第1回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。 本日は、令和7年度から引き続き、第55期の委員による第1回目の審議会でもあります。 議事までの間は、事務局において進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 なお、暑い時期での審議となりますが、地球温暖化対策の一環として、冷房の設定温度をやや高く設定し、クールビズを励行しておりますので、委員の皆様におかれましても、軽装での御出席、御審議をいただきますようお願い申し上げます。 一方で、熱中症対策にもまた十分に留意しなければなりませんので、体調がすぐれない場合はもとより、あまりにも暑い、冷房が効きすぎて寒いと感じるようであれば、どうぞ遠慮なくお申し出ください。
-----	--

事務局	— 定数の確認 — 公益代表委員の荻原委員、和田委員、杉田委員、労働者代表委員の安齋委員、津村委員、使用者代表委員の時庭委員の6名が欠席。 委員 15 名中 9 名の出席があり、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める公労使各委員の 3 分の 1 以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。 — 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果 7 名の傍聴申込みがあり、7 名が傍聴することを報告。 また、報道機関の取材申し込みはなかったことを報告。 続きまして、先ほども申し上げましたとおり本日、令和 8 年度の第 1 回目の審議となりますので、改めまして委員の皆様を公益代表、労働者代表、使用者代表の順に御紹介させていただきます。
事務局	— 委員紹介 — 以上、委員の皆様をご紹介させていただきましたが、令和 8 年度につきましても令和 7 年度に引き続きまして藤井委員に会長、黒川委員に会長代理をお勤めいただきまして、審議をしていただく事となります。 続きまして、事務局においても、職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。
事務局	— 事務局紹介 — それでは次第に従いまして、栃木労働局長から御挨拶を申し上げます。
局 長	本日は、大変お忙しい中、令和 8 年度第 1 回栃木地方最低賃金審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃より、最低賃金制度をはじめ労働行政の円滑な運営に御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。 さて、令和 7 年度は昭和 53 年度に目安制度が始まって以降、最も高い目安額が中央最低賃金審議会から提示され、この目安額を踏まえた各地方最低賃金審議会における審議の結果、39 道府県で目安額を上回る答申が出され、うち 11 県では目安額を 10 円以上上回る高い引上げ額となりました。 一方、発効日については 11 月以降を発効日とする地域が 27 府県に達し、令和 8 年 1 月 1 日以降を発効日とする地域も 6 県ありました。

	これらの結果を受けて、中央最低賃金審議会において、令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果等に関して審議が行われ、先月23日に令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた課題と対応方針を整理したものが公表されました。 この中央最低賃金審議会が公表した資料によりますと、課題については、 近隣県などとの過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げがあったこと 発効日を大幅に後ろ倒しにする県が出るなど地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じたこと の2点があげられました。 これらの課題への対応方針として、まず、引上げ額の問題については、改めて最低賃金法第9条第2項の法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金を決定すべきであることが再確認され、また目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を公益委員見解で明らかにすべきであるとの見解が出されました。 そして、発効日の問題については指定日発効とする場合は、地方最低賃金審議会の公労使委員間で十分に議論して決定し、また、その判断理由を公益委員見解等でできる限り明らかにすべきとの見解が出されました。 本日の審議会では、栃木県最低賃金の改正決定を諮問させていただきます。その後、委員の皆様には御審議を重ねていただき、答申をお願いすることになります。 繰り返しとなり恐縮ですが、地域別最低賃金は「地域における労働者の生計費」「労働者の賃金」「事業の賃金支払い能力」の法定3要素を総合的に勘案して定めることとされています。 また、最低賃金は、国の重要施策であると同時に、働く方々の生活の基盤であり、事業者の経営の根幹にも関わることです。 委員の皆様には、お忙しい中、たびたび足をお運びいただくこととなり、大変な御苦勞をおかけいたしますが、ぜひ忌憚のないご意見を交わしていただき、御審議賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
事務局	それでは、議題に進みますけども、ここからは会長に一言ご挨拶をいただきまして、引き続きの進行をお願いしたいと思います。では、よろしくお願いいたします。
会長	皆様、藤井でございます。昨年度に引き続き、会長という大役を仰せつかりました。皆様の御協力なくしてはこの審議会が進みませんので、委員の皆様、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。最低賃金は非常に注目されております。御存じのとおり、物価高、物価高騰は未だに収まっておりません。政府のほうでも昨年の引き上げ方針2025では2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かって、たゆ

	まぬ努力を続けていくと明記され、今年の 6 月 30 日に開催されました日本成長戦略会議では一旦、遅くとも 2030 年代前半に出来る限り、早期に全国平均 1,500 円に達成するということが明記されました。世間、世の中の注目、この審議に対する関心といったものがございます。皆様には審議の御苦勞をおかけすることになるかと思いますが、是非、よろしく願いしたいと思います。 一旦、着席をさせていただいて議事を進めさせていただきます。 なお、審議の運営等に当たりましては、「最低賃金法」、「最低賃金審議会令」の定めによるほか、「栃木地方最低賃金審議会運営規程」の定めにより行うこととします。 最初に、議題（１）「栃木県最低賃金の改正決定について」です。 本日は既に御案内のとおり、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定の諮問が行われることになっております。 それでは、局長お願いいたします。
局長・会長	— 諮問文手交 —
会長	只今、栃木県最低賃金の改正決定について、栃木労働局長より諮問文を受け取りました。 事務局は、各委員及び傍聴人に諮問文の写しを配付してください。
事務局	— 諮問文（写）を配付 —
会長	事務局は、諮問文を朗読してください。
事務局	— 諮問文を朗読 —
会長	栃木県最低賃金の改正決定について、局長より最低賃金法第 10 条の規定に基づき諮問を受けました。今後、当審議会において調査審議を行うこととなりますが、本日は、事務局より審議を進める上で参考となる多数の資料が提出されておりますので、説明をお願いします。
事務局	— 資料説明 —
会長	資料について、御質問などございますか。
各代表委員	— 特になし —
会長	特に御質問等ないので、次に進みます。 次に、議題（２）の「栃木県最低賃金専門部会について」です。 最低賃金法第 25 条第 2 項の規定において、「審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされております。

	よって、先ほど諮問を受けましたことに伴い、まずは専門部会を設置することといたしますが、この専門部会の運営に係る基本的事項につきましては、「栃木県最低賃金専門部会運営規程」の作成を要しますので、その内容等について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。 ではまず、この運営規程の（案）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	— 栃木県最低賃金専門部会運営規程（案）説明 —
会長	只今の専門部会運営規程（案）について、御意見、御質問などはございますか。
各代表委員	— 意見、質問等なし —
会長	特に御意見などないようであれば、専門部会運営規程（案）について、原案どおりとしてよろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	それでは、栃木県最低賃金専門部会運営規程について、原案どおり議決することといたします。 この規程は、本日より適用することとします。 お手元の運営規程の（案）を削除し、附則の施行期日に「令和 8 年 7 月 2 日」の日付を記入してください。
会長	只今、専門部会規程が議決されたところですが、第 7 条「会議の公開」につきましては、3 年前に運用を見直し、これまでは「非公開」としてきた専門部会を中央の流れに準じて「一部公開」としたところでは。 当審議会に限らず、公式な会議等の公開・非公開につきましては、内外様々な御意見があることは承知しておりますが、その後の中央の動きを含め、事務局の方で何か参考となる情報はありますか。
事務局	当審議会における専門部会の公開・非公開につきましては、3 年前より運用を見直し、本審同様、専門部会においても「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開、ただし、三者が揃う場面であっても採決の場面は非公開。また、公労協議・公使協議といった二者による協議（いわゆる金額審議）についても非公開」としているところですが、3 年前の運用見直し後においても「全面公開」を求める声はあり、労働団体等からの要請書等も引き続き提出されております。中央のスタンスとしては、審議の公開・非公開の取扱いについては、各地方最低賃金審議会の判断になりますが、原則として三者（公労使）による協議の場は公開とされます。公労、公使の二者協議など公開す

	ることにより率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがある等、特段の事情が認められる場合には、非公開とすることが可能とされています。 各局の審議の公開状況も局によってまちまちで、流動的な部分もあるようです。
会長	現時点での中央の指示や他局の状況等について説明がありました が、皆さんから何か御意見はありますか。 労働者側は何かございますか。
労働者代表委員	事務局のほうから説明がありましたとおり、中央からの指示も特 になく栃木の中で決めていいということであれば、昨年同様のやり方で 公労、あるいは公使の二者がそれぞれの金額審議の場においては非公 開としたほうが忌憚のない発言が出来ると思いますので、それで同様 でよいと思います。
会長	ありがとうございます。 それでは、使用者側はいかがでしょう。
使用者代表委員	金額審議は時間の無い中で、ストレートに実態や本音を言ったほう がお互いの真意が伝わると考えれば、昨年同様に非公開とすることが よいと思います。
会長	御意見ありがとうございました。 それでは、当審議会としましては、今後の中央の動向や内外の意見・ 要望に注視しながら、改善できる点があれば必要に応じ改善していく というスタンスを保ちつつも、今年の専門部会も昨年と同様に「一部 非公開」として運用するというところでよろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	ありがとうございます。 では続きまして、当専門部会の決議事項についてですが、最低賃金 審議会令第6条第5項の規定により、審議会において、あらかじめそ の議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とす ることができるかとされております。 当審議会においては、従前より専門部会の決議が「全会一致」であ る場合に限り、この規定を運用することとしておりますが、今年はい かがでしょうか。
各代表委員	— 意見なし —
会長	特段の御意見がないようであれば、従前どおり専門部会の決議が

	「全会一致」である場合に限り、この規定を適用することによろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	それでは、専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項により、これを審議会の決議といたします。 続いて、専門部会委員の推薦手続きなどについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	栃木県最低賃金専門部会の委員につきましては、労働者代表委員及び使用者代表委員の推薦手続きですが、本日の専門部会の設置を受けて、7月23日（木）まで委員の推薦に係る公示を行います。
会長	只今の事務局説明について、御質問、御意見などありますか。
各代表委員	— 質問等なし —
会長	では、事務局は公示等手続きをお願いします。 なお、労使それぞれの委員の推薦にあたりましては、女性委員の推薦について、御配慮をお願いしたいと思います。 次に、議題(3)「最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について」ですが、事務局より説明をお願いします。
事務局	— 関係労使の意見聴取（公示）について説明 —
会長	只今の事務局説明について、御質問などありますか。
各代表委員	— 質問等なし —
会長	特に御質問などないようであれば、次に進みます。 最低賃金法第25条第5項及び第6項では「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされ、この意見聴取の方法については、審議の場で聴取する方法と、審議会において実地視察を行って、視察先で聴取する方法があります。 このことに関し、参考までに昨年度の実施状況について、事務局より説明をお願いします。
事務局	昨年度の意見聴取につきましては、令和7年7月4日に開催された第1回審議会における協議の結果、第2回審議会において意見聴取を行うこと、審議の関係上、1人当たりの意見発表時間は5分程度で、意見聴取全体の時間を10分程度とし、発表者の発表要旨の資料は事前

	に提出して意見発表をしていただくことになりました。 また、応募多数等により意見を発表していただく団体の選定が必要となった場合には、準備の都合上、その選定は「会長一任」としたところ です。 昨年度は、団体名等非公表の 1 団体からの意見書を除くと、結果として 4 団体から意見書の提出があり、2 団体お二人の方々からの意見発表が行われました。 また、実地視察につきましては、必要性や審議日程等を勘案し、実施は致しませんでした。 以上です。
会長	只今の事務局説明のとおり、昨年度は第 2 回審議会において意見聴取が行われておりますが、本年度はいかがいたしましょうか。 当審議会において、広く国民からの御意見も伺うという意味では、この機会は有用と考えますので、本年度においても、第 2 回審議会において意見聴取を実施する方向でよろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	それでは、只今実施することを決めました第 2 回審議会における意見聴取について、応募があった場合の全体の発表時間、1 人当たりの発表時間、発表要旨等の資料の事前提出などの具体的な取扱いと併せて、実地視察の実施の有無についての 2 点につきまして、少し検討が必要かとも思われますが、審議を一旦中断し、それぞれの協議室に戻っての協議は必要でしょうか。例年この場で審議していることですので、すでに御意見がまとまっているようであれば中断することなく、このまま審議を続けたいと思いますが、まず、労働者側はいかがでしょうか。
労働者代表委員	私どもについては意見がまとまっていますので、別室で協議することなくこの場で意見を述べたいと思います。 意見聴取については今後の審議の参考になりますので、できれば多くの方から御意見をいただきたいと思いますが、第 2 回以降は具体的な金額審議が始まり、そこに十分な時間を我々としては取りたいと思っていますので、意見聴取については昨年同様、お二人から、各 5 分ずつ、合計 10 分でお願いできればと思います。また実地調査についても、これから委員の皆様全員の日程を調整するとなると、スケジュール的に難しいかと思いますが、今年も意見聴取で代えればいかなと思いますが、昨年も申し上げましたけども、実地調査をやったときに、今からスケジュールリングは、かなり難しいので、出来れば、来年度のスケジュールの中に候補日くらいは入れておいて、もしやるのであれば、この辺ならできるんじゃないかということで、その辺を事務局において調整していただければと思っています。

会長	ありがとうございます。事務局の方では労働者代表の意見も踏まえて、お願いいたします。 では、使用者側お願いいたします。
使用者代表委員	使用者側としても意見はまとまっていますので、この場で発表させていただきます。 意見聴取については発言要旨があれば、お二人、合計 10 分でよろしいかと思われます。実地視察については時間もない中でスケジュール確保や事業者の選定などは厳しいと思われますので、無しでよいと思っています。
会長	ありがとうございます。 それでは、意見聴取あるいは及び実地視察について、労使それぞれの代表の意見を取りまとめますと、 ・本年度の審議における関係労使からの意見聴取については、意見聴取に係る全体の時間としては 10 分程度、意見発表者 1 人当たりの発表時間は 5 分程度、発言要旨及び資料については、事前に提出していただく ・実地視察については、本年度は実施しない。来年度以降については事務局と検討していただく ということによろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	ありがとうございます。 なお、意見発表をしていただく団体の選定が必要となった場合ですが、時間や準備の都合もありますので、この場合は、会長一任とさせていただきますによろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	それでは、第 2 回最低賃金審議会において、意見聴取が行えますよう事務局に準備をお願いします。 なお、発表者から提出された発表要旨等の資料は、各委員にも事前にしっかりと目を通していただきたいと思いますので、事務局はそれらが提出され次第、速やかに各委員にも共有していただきますようお願いします。 次に、議題（４）の「栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置について」です。栃木県特定最低賃金の改正決定を求める申出に係る状況及び特別小委員会について、事務局より説明をお願いします。
事務局	栃木県特定最低賃金については、今年 2 月に、6 つの産業全ての改

	正について意向表明がなされ、4月に、事務局において意向表明者に対して改正決定を求める申出書を7月17日までに提出するよう御案内しております。 今後、その申出書が提出されましたら、局長より改正決定の必要性について諮問することになりますが、審議会において、改正決定の必要を認める旨の答申には、それぞれ関係労使の合意が必要となります。 また、特定最低賃金は最低賃金法第16条に「地域別最低賃金の金額を上回るものでなければならない」と規定されています。 しかしながら、ここ数年は地域別最低賃金と特定最低賃金との差が縮小してきている現状にあり、各種商品小売業の特定最低賃金については、令和3年10月1日以降、栃木県最低賃金が適用されています。 このような状況を鑑みますと、特定最低賃金の改正の必要性に係る審議については、専門的かつ効率的に審議を行うための機会を確保することが必要と考えられ、栃木地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、特別小委員会を設置するものでございます。 なお、ここ数年は、特別小委員会は設置するものの、特定最低賃金改正の必要性を特別小委員会の場で論ずるまでもなく、第3回本審において労使委員による改正必要性の合意形成が得られ、開催を予定していた特別小委員会も中止としております。 とはいえ、現時点において、「今年度はどうなるか」を予測することは不可能でありますし、また、事務局としましても、「やる前提」で準備を進めておきませんと、いざというときに間に合わなくなってしまうので、第1回のこの場において、設置の可否をご審議いただくということです。 以上、よろしくお願いいたします。
会長	只今、事務局より説明がありましたが、何か御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
会長	特にないようであれば、今後、特定最低賃金の改正決定を求める申出があったときに、「改正決定の必要性」に関する調査審議を、専門的かつ効率的に行えるように運営規程3条に基づき特別小委員会を設置したいと思いますが、いかがでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	それでは、特別小委員会を設置することといたします。 この小委員会の運営に関して、「栃木地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程（案）」を委員の皆様にお諮りしたいと思います。 この運営規程（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局	— 特別小委員会運営規程（案）説明 —
会長	只今の特別小委員会運営規程（案）について、御意見、御質問などはございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
会長	特に御意見がないようであれば、特別小委員会運営規程（案）については、原案どおりとすることよろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	それでは、特別小委員会運営規程について、原案どおり議決することといたします。 なお、この規程は、本日より適用することとします。お手元の運営規程（案）の（案）を削除し、附則の施行期日に「令和８年７月２日」の日付を記入してください。 では、特別小委員会の設置に伴い、委員の選出が必要となります。委員の構成は、審議会委員の中から労働者代表、使用者代表、公益代表それぞれ３名ずつと考えますが、いかがでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	それでは、この小委員会の委員については会長が指名することとされておりますので、特別小委員会の公益代表委員には、黒川委員、荻原委員と私、藤井とさせていただきます。 次に労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員ですが、この場で協議いただくか、あるいは別室での協議時間は必要でしょうか。もし必要でなければ・・・。 では、労働者側の方から委員をお願いします。
労働者代表委員	はい。あらかじめ相談しておりますので。 労働者側の方につきましては、小関委員、本日欠席ですが安齋委員、と私、鈴木の３名でお願いします。
会長	ありがとうございます。 それでは、使用者側代表委員をお願いします。
使用者代表委員	使用者側としては、井上委員、時庭委員、鈴木の３名となります。
会長	ありがとうございます。 それではあらためて整理させていただきます。

	特別小委員会の委員は、 公益代表委員が、黒川委員、荻原委員と私、藤井でございます。 労働者代表委員が、安齋委員、小関委員と鈴木委員。 使用者代表委員が、井上委員、時庭委員と鈴木委員。 この9名を特別小委員会委員として指名させていただきます。
各代表委員	— 異議なし —
会長	次に、この特別小委員会は、今後、特定最低賃金の改正決定を求める申出書の提出を受け、それぞれの申出に関して「改正決定の必要性」を審議することになりますが、特に、丁寧な審議が必要となる特定最低賃金に係る産業については、その産業の関係労使の意見を聴く必要が生じる場合もあると思います。 この場合は、各代表委員の申出により、関係労使のオブザーバーを参加させるということによろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	オブザーバー参加の必要性の判断や、オブザーバーとして参加させる関係労使の指名についてですが、申出書の提出時期と特別小委員会開催までの期間が短いということがありますので、審議会運営規程第5条第3項により会長に一任ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
会長	それでは一任させていただきます。 次に、議題(5)の「その他」に進みます。委員の皆様からは何かございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
会長	特にないようであれば、今後の審議会、専門部会、特別小委員会の日程等について、事務局より説明してください。
事務局	中央最低賃金審議会においては、6月26日に諮問が行われ、その後、数回の目安小委員会を経た後に、7月末頃までに目安の答申が行われる予定になっております。 栃木地方最低賃金審議会としては、第2回審議会を7月30日(木)午後1時30分から開催し、中央で答申のあった目安の伝達を行うとともに、先ほど決議いただきました関係労使からの意見聴取等を予定しております。 その後、先ほど決議いただきました栃木県最低賃金専門部会におい

	て金額審議を行い、8月5日（水）午後4時から第3回審議会を開催して答申。また、その答申を速やかに公示いたしまして、最賃法第11条第2項に定める公示期間中に異議申し出がなされた場合には、8月21日（金）午前10時から第4回審議会（異議審）においてご審議いただくということを予定しています。 なお、先ほど決議いただきましたとおり、専門部会の段階で「全会一致」となれば、専門部会の場において答申まで行ってしまうこととなりますが、特定最低賃金改正の必要性に係る諮問等がございますので、仮に専門部会で全会一致を得られ、答申まで済んだとしても第3回審議会は中止することなく開催いたします。 また、第3回審議会における特定最低賃金改正の必要性の審議次第ではありますが、先ほど決議いただきました「特別小委員会」を8月18日（火）、19日（水）、20日（木）のいずれかで開催したいと考えております。 以上が現時点での予定となっておりますが、昨年と同様に中央の審議会における目安の答申が遅れ、栃木の審議会として7月30日に開催を予定している第2回本審での目安伝達に間に合わないといった状況となる可能性もありますし、また、これら栃木の審議会としてのスケジュールは、地域別最低賃金の改正発効日を例年同様の10月1日と想定して組んでおりますので、審議の状況によりましては、審議日程にズレが生じる場合や急遽追加開催することになるといった可能性もございます。 そういった場合には、委員の皆様にご速やかに連絡し、最新の情報をご提供させていただきながら必要な調整をさせていただきたいと考えておりますので、お忙しいとは存じますが、出来る限りのご対応の程、よろしくお願いいたします。
会長	只今の事務局説明に、何か御質問はございますか。 鈴木委員お願いします。
労働者代表委員	事務局からの説明の中で、特別小委員会の日程についてなのですが、前年度の最後の審議会の中で今年度の審議会のスケジュールが示されていて、その中で8月18日、19日、20日となっていて、19日、20日が予備日となっておりますが、我々3名の日程の都合で8月19日開催でお願いしたいと思っておりますので、公使の特別小委員会の委員の皆様にご御理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局	はい。当初は8月18日が第一候補でしたが、鈴木委員のほうから18日と20日は都合がつかないということで、8月19日にしたいということでお話がありましたが、使用者側委員の方はいかがでしょう。

使用者代表委員	19 日だとしたら、午前午後どちらでしょうか。午後ですかね。
労働者代表委員	私たちは、どちらでも大丈夫です。
事務局	使用者側としてはどちらがよろしいですか。
使用者代表委員	19 日でしたら、午後であれば。
会長	一応、様子を見ながらですけれども、今の仮置きで 8 月 19 日の午後に想定しながら、場合によっては無くなるかもしれないということを含め、8 月 19 日を想定していただければと思います。 その他に御意見、御質問などございますでしょうか。
各代表委員	— 特になし —
会長	特に御質問などないようであれば、事務局は中央最低賃金審議会の動向をよく見ながら、日程その他の必要な情報があれば、各委員に速やかに御連絡くださいますようお願いします。 最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定により議事録を作成し、同条第 2 項の規定により公開いたします。 議事録の内容確認を私の他、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたにお願いすればよろしいでしょうか。
労働者代表委員	労働者側は、鈴木をお願いします。
使用者代表委員	使用者側は、鈴木をお願いします。
会長	ありがとうございます。それでは、労働者代表は鈴木委員、使用者代表は鈴木委員をお願いいたします。 以上で、令和 8 年度第 1 回栃木地方最低賃金審議会の審議は終了しました。 これをもって、閉会といたします。 お疲れさまでした。